

令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)
事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【葛飾区】
令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制 (1) にほんごステップアップ教室運営委託事業者 にほんごステップアップ教室において日本語の初期指導、放課後指導、在籍校への連絡等の業務を委託する。 (2) 日本語指導コーディネーター(各校1名配置) にほんごステップアップ教室等の連絡調整 (3) 通訳(31名) 当該児童・生徒の学校へ派遣し、授業、面談等に関する支援 (4) 日本語指導連絡協議会(10名) 日本語学級設置校の校長等による指導内容の検討 2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること ①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整 ・日本語が不自由な児童・生徒が転校、入学する場合は、まず学務課において就学校を決定する。その後就学校で学校長が就学時面接を実施し、指導の必要性の判断を行い、日本語指導判定面接を総合教育センターへ申請する。日本語指導にほんごステップアップ教室運営委託事業者(以下「運営委託事業者」という。)は対象児童・生徒の日本語習得度の試験を行い、最初期の指導が必要か日本語学級に適しているかを判断する。 ・にほんごステップアップ教室に通室する児童・生徒の在籍校への連絡は運営委託事業者が行い、月次で日本語習得度の報告を行った。 ・にほんごステップアップ教室退室時は退室試験を運営委託事業者が行い、通室している児童・生徒の習熟度を見極める。退室が決定した際には、在籍校への連絡は指導主事が行い、退室児童・生徒の保護者の説明や日本語学級への案内は運営委託事業者が行う。 ・ステップアップ教室と学校は連携しており、ステップアップ教室の通室した際は学校での出席扱いとして管理し、対象児童・生徒の不就学防止を行う。 ・日本語指導体制連絡協議会(日本学級設置校長及びにほんごステップアップ教室担当指導主事)と日本語指導体制協議会(日本学級設置校日本語コーディネーター及びにほんごステップアップ教室担当指導主事)をそれぞれ年2回開催し、区の日本語指導の課題や方向性を検討する。また、日本語コーディネーター向けに、日本語指導の研修(日本語コーディネータ研修、MIM研修)を実施した。 ②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設 ・日本語が不自由な児童・生徒が転校、入学する場合は、まず学務課において就学校を決定する。その後就学校で学校長が就学時面接を実施し、指導の必要性の判断を行い、日本語指導判定面接を総合教育センターへ申請する。日本語指導にほんごステップアップ教室運営委託事業者(以下「運営委託事業者」という。)は対象児童・生徒の日本語習得度の試験を行い、最初期の指導が必要か日本語学級に適しているかを判断した。 ・にほんごステップアップ教室に通室する児童・生徒の在籍校への連絡は運営委託事業者が行い、月次で日本語習得度の報告を行った。 ・にほんごステップアップ教室退室時は退室試験を運営委託事業者が実施し、通室している児童・生徒の習熟度を見極めた。退室が決定した際には、在籍校への連絡は指導主事が行い、退室児童・生徒の保護者

の説明や日本語学級への案内は運営委託事業者が行った。

・ステップアップ教室と学校は連携しており、ステップアップ教室の通室した際は学校での出席扱いとして管理し、対象児童・生徒の不就学防止を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること

①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整

・にほんごステップアップ教室、日本語学級、在籍校が、日本語指導の必要な児童・生徒の情報連携を行うことができた。

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

・にほんごステップアップ教室での期待される成果としては、当初日本語が全く理解できない、話すことができない児童・生徒が指示を聞いて行動することができたり、簡単な自己紹介ができたりと、学校生活で困らない程度の日本語が取得できた。

・にほんごステップアップ教室、日本語学級と段階的にレベルアップして指導を受けられる体制ができており、不就学児童・生徒を出さないことにつながった。

	3～6歳	7～12歳	13～15 歳	16～18 歳以上 (過年齢)
本事業で対応した子供の数	人	51人	27人	人

4. その他(今後の取組等)

・令和5年1月からにほんごステップアップ教室の1教室あたりの定員数を10名から17名に増員したが、保護者送迎や通室するのに遠いという理由で通室することが困難な児童・生徒が存在する。そのため、日本語初期指導が必要な児童・生徒の多い地域に新規教室を開設することを検討する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き文部科学省ホームページで公開する。